四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下	1　七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値 2　1に掲げる以外のものにあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

注　七一〇MHzを超え七七〇MHz未満及び一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満の周波数については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から十二・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

［二　略］

［二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第三百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後			
第２　周波数割当表 ［１～７　略］			
周波数割当表 ［第１表　略］ 第２表　27.5MHz-10000MHz			
国内分配（MHz） (4)	無線局の目的 (5)	電気通信業務用	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］			
714-750 J 104A	移動	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。	
［略］			

変更前			
第２　［同左］ ［１～７　同左］			
周波数割当表 ［第１表　同左］ 第２表　27.5MHz-10000MHz			
［同左］ (4)	無線局の目的 (5)	［同左］	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］			
714-750	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］			